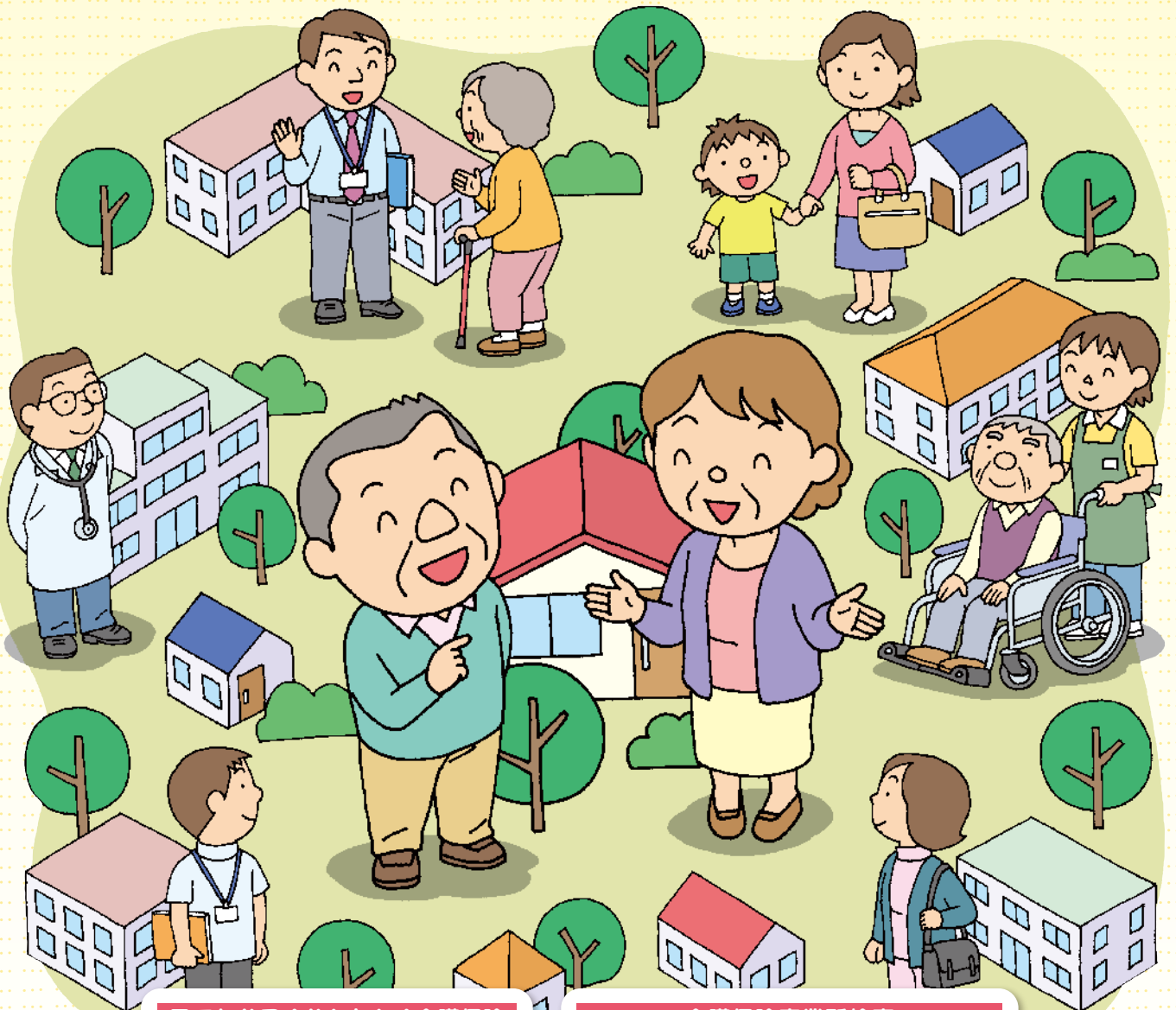


安心させえる

# 介護保険

いつまでも このまちで



見てわかる!かんたん!介護保険

介護保険制度のしくみを、動画で説明しています。ぜひご覧ください。



介護保険事業所検索

右記の二次元バーコードから、介護サービス事業所のサービス内容や場所などの最新情報を自由に検索・閲覧できます。ぜひご利用ください。



嘉麻市版

[https://czpl.jp/kama\\_kaigoservice/](https://czpl.jp/kama_kaigoservice/)

嘉麻市

## 令和8年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました

## 令和8年8月から

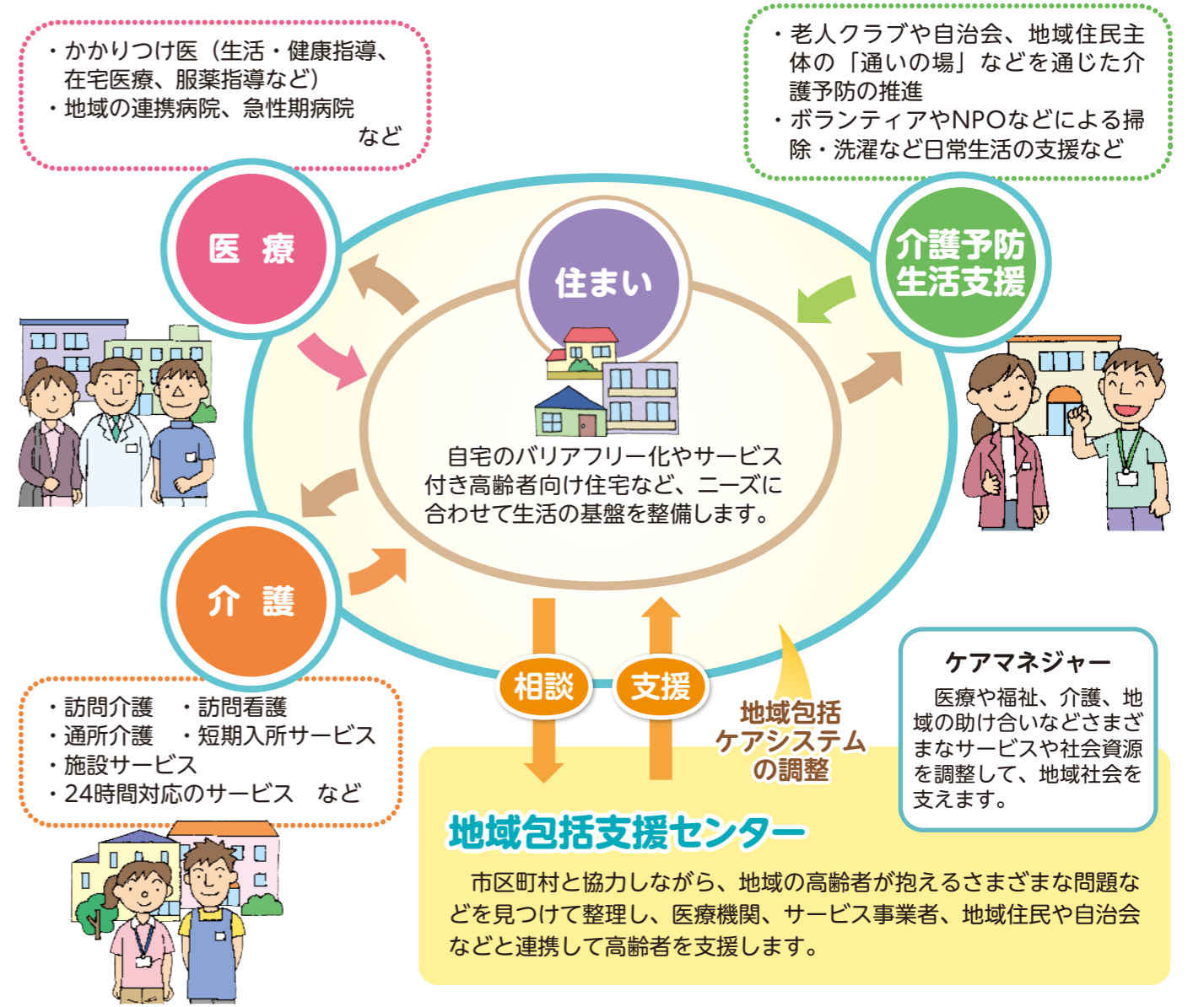
- 高額介護（予防）サービス費と特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の一部が変わります
- 介護保険施設を利用したときの基準費用額と負担限度額が一部変わります

### もくじ

●介護保険のしくみ	4
●サービスの利用手順	5
●利用者の負担	6
●要介護1～5の人が利用できるサービス	7
●要支援1・2の人が利用できるサービス	12
●地域密着型サービス	14
●介護予防・日常生活支援総合事業	16
●介護保険料	18

## 住み慣れた地域での暮らしを支える「地域包括ケアシステム」

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要とされるサービスを切れ目なく提供していくことで、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。



地域包括ケアシステムに必要な4つの「助」

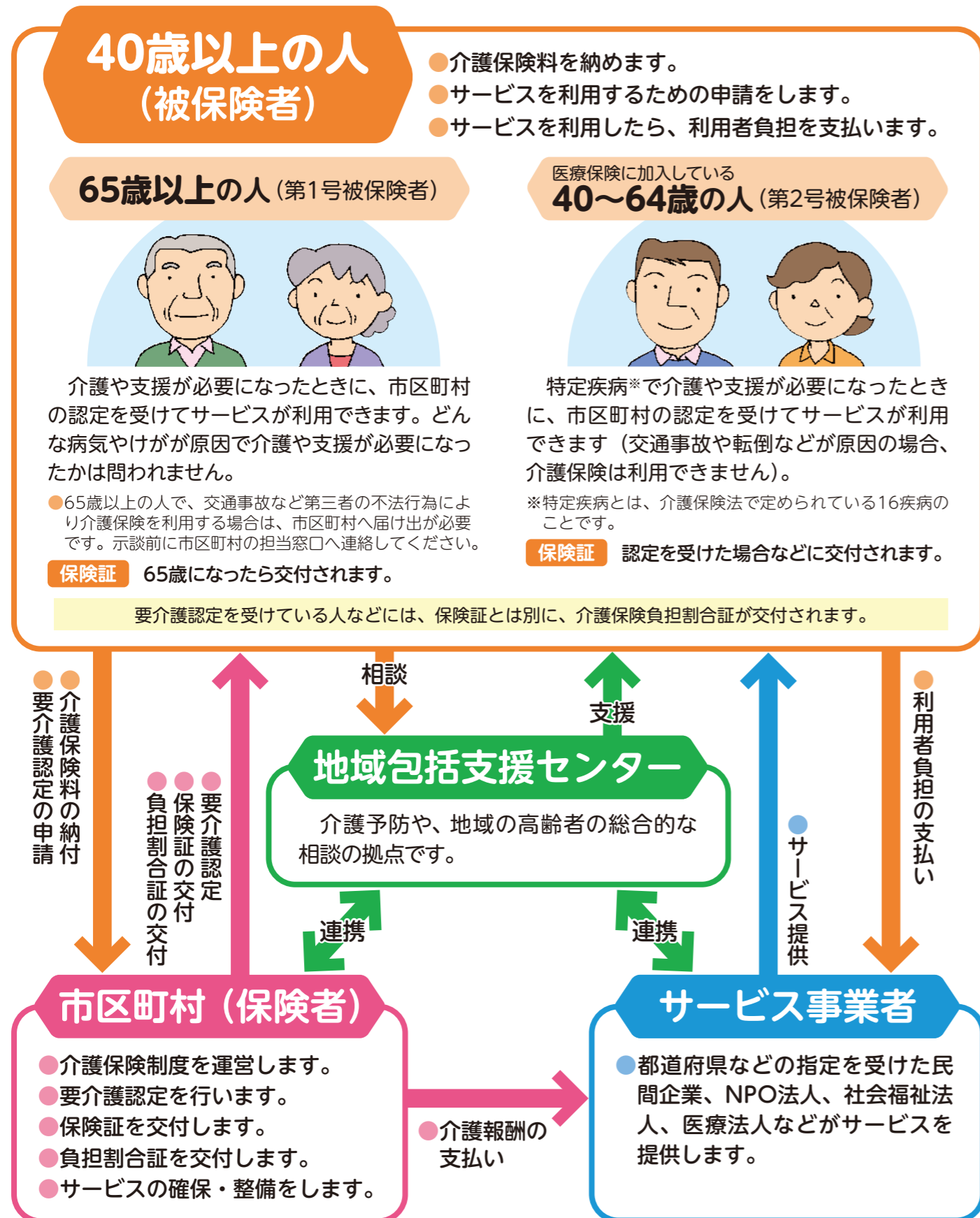
市区町村などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけでなく、自分の力で問題を解決する「自助」や、住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切になります。

- 自助** 住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。
- 互助** 地域住民やボランティア、家族や知り合いなどが、自発的に助け合うことです。
- 共助** 介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことで。
- 公助** 税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことで。

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

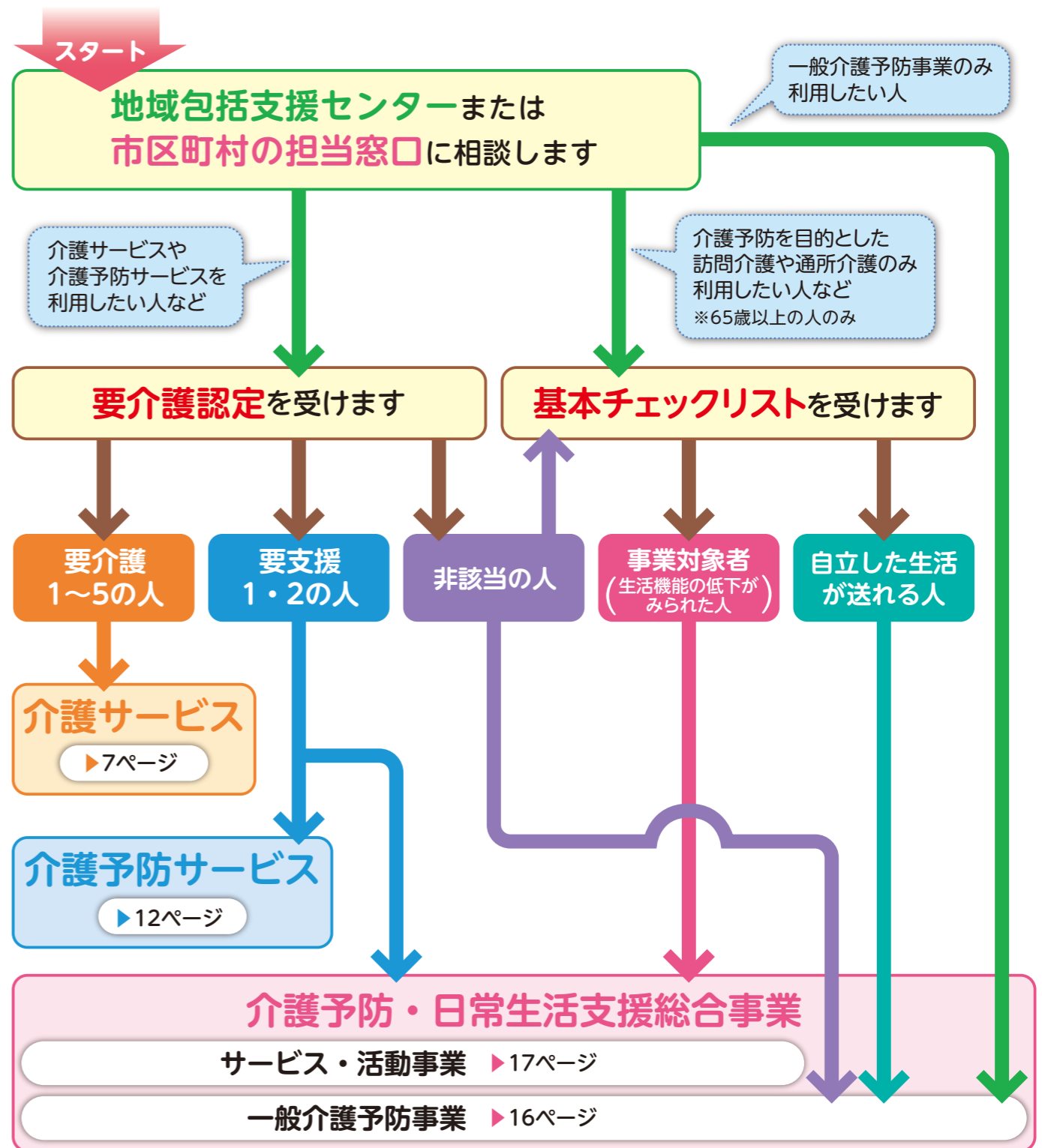
# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要となったときには費用の一部を支払ってサービスが利用できるしくみです。



# サービスの利用手順

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の担当窓口にご相談します。要介護認定または基本チェックリストを受けて、利用できるサービスが決まります。



※基本チェックリストを受けて事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定の申請はできません。

※生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことです。体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割を果たす機能のことです。

認定を受けた人や事業対象者には、負担割合証が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合が記載されています。

# 利用者の負担

サービスを利用した場合、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。

利用者負担の割合	対象となる人
1割	下記以外の人 <small>住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は下記にかかわらず1割負担です。</small>
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上



## ●介護保険で利用できる額には上限があります

おもな在宅サービスは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、サービス費用の1割、2割、または3割で利用できますが、上限を超えてサービスを利用した場合は超えた分は全額利用者の負担となります。

事業対象者は、原則として要支援1と同額の支給限度額です。

### ■おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

上記は標準地域の金額で、地域差は勘案していません。

## ●利用者負担が高額になったとき

### 介護保険のみ高額になった場合

同じ月に利用した介護保険のサービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。

令和8年8月から 下線部の金額が82万6,500円に変わります。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の人	
●一般(住民税課税世帯で上記3区分に該当しない場合)	世帯 44,400円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円

### 介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

# 要介護1～5の人が利用できるサービス

- ★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの利用内容や地域による加算、居住費等・食費・日常生活費がかかる場合があります。
- ★共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスが利用できます。

## 在宅サービス

### 訪問してもらう

#### 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。



#### ●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

#### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護をします。



#### ●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

#### 訪問リハビリテーション

医師が必要と認めた場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。

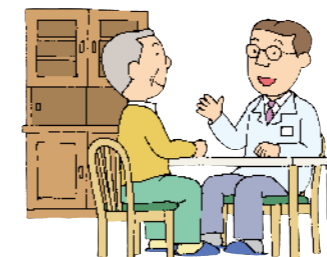


#### ●利用者負担のめやす

1回 (20分以上サービスを行った場合)	308円
-------------------------	------

#### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



#### ●利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)	
医師が行う場合 (月2回まで)	515円

#### 訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。



#### ●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから訪問 (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から訪問 (30分未満の場合)	399円

## 施設に通う

### 通所介護 (デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りです。



#### ●利用者負担のめやす

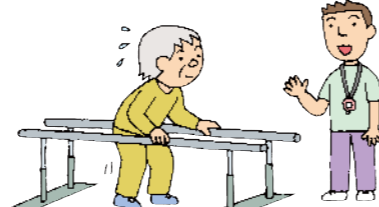
(通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1	658円
要介護 5	1,148円

※送迎を含む。

### 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りです。



#### ●利用者負担のめやす

(通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1	762円
要介護 5	1,379円

※送迎を含む。

## 短期間、施設に入所する

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

### 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などをします。

#### ●利用者負担のめやす

(併設型・多床室の場合・1日)

要介護 1	603円
要介護 5	884円

### 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所している人に、医学的管理のもとでの介護や機能訓練、医師の診療などをします。

#### ●利用者負担のめやす

(多床室の場合・1日)

要介護 1	830円
要介護 5	1,052円

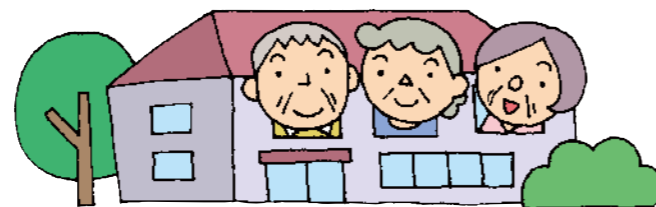
## 特定施設で利用する

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。

#### ●利用者負担のめやす (1日)

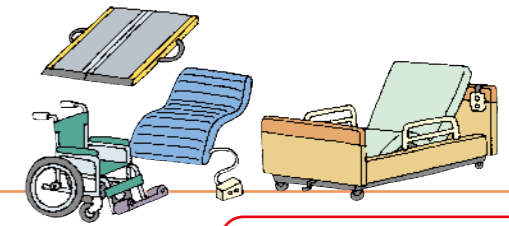
要介護 1	542円
要介護 5	813円



## 生活する環境を整える [ ]内は介護予防サービスの名称です。

### 福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]

日常生活の自立を助ける福祉用具を借りられます。



- 車いす (車いす付属品を含む)★
- 特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)★
- 床ずれ防止用具★
- 体位変換器★
- 手すり (工事をともなわないもの)
- スロープ (工事をともなわないもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器★
- 移動用リフト (つり具を除く)★
- 自動排泄処理装置◆

下線の福祉用具のうち、  
●固定用スロープ  
●歩行器 (歩行車を除く)  
●単点杖 (松葉づえを除く)と多点杖  
は、利用方法 (借りる、または購入する) を選択できます。  
購入する場合は、特定福祉用具販売として利用します。利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

★の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。  
◆の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。  
(ただし、尿のみを吸引するものは、要支援1～要介護3の人も利用できます)

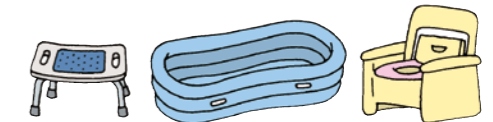
#### ●利用者負担について

用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額 (P6参照) が適用されます。

※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

### 特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売]

申請が必要です



下記の福祉用具を都道府県などの指定事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 移動用リフトのつり具
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽

下記の福祉用具は、利用方法 (借りる、または購入する) を選択できます。  
●固定用スロープ ●歩行器 (歩行車を除く)  
●単点杖 (松葉づえを除く)と多点杖

#### ●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

### 住宅改修費支給 [介護予防住宅改修費支給]

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる工事も対象になります。



#### ●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

# 施設サービス

要支援の人は、施設サービスは利用できません。

## 施設に入所する

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で自宅での生活が困難な人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を行います。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

#### ●利用者負担のめやす（多床室の場合・1日）

要介護 1	589円
}	}
要介護 5	871円

### 介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアや介護を行います。

#### ●利用者負担のめやす（多床室の場合・1日）

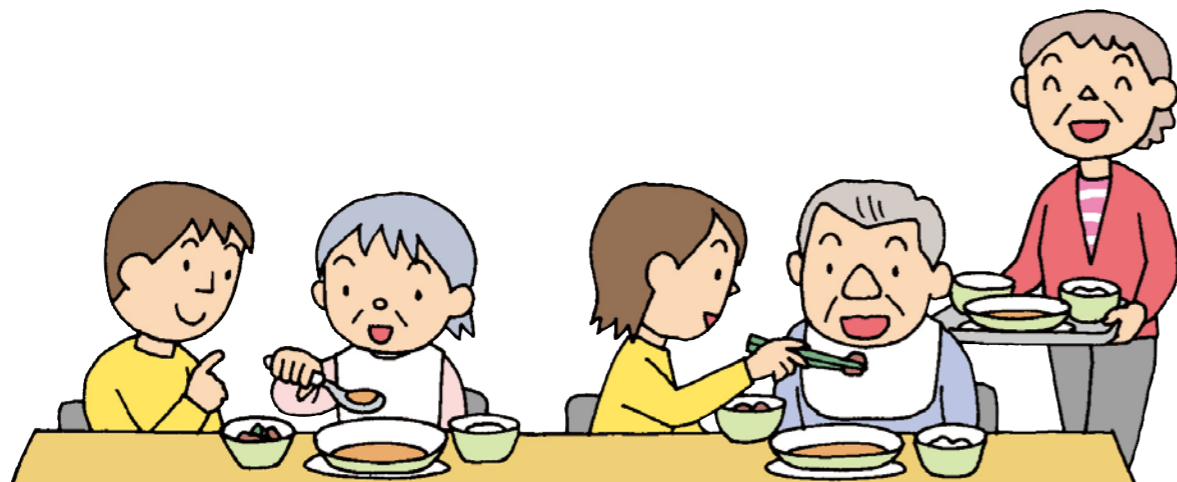
要介護 1	793円
}	}
要介護 5	1,012円

### 介護医療院

長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

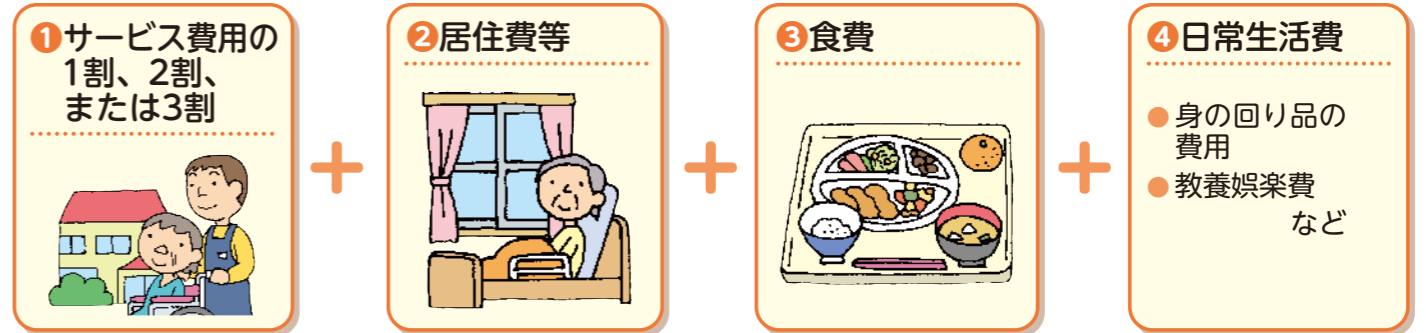
#### ●利用者負担のめやす（多床室の場合・1日）

要介護 1	833円
}	}
要介護 5	1,375円



## 施設に入所した場合の利用者負担

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



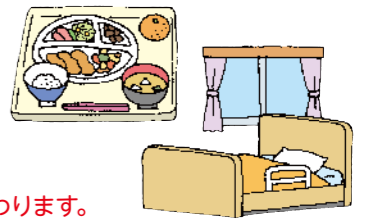
利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

#### ■基準費用額：施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

- 居住費等：ユニット型個室 2,066円  
ユニット型個室的多床室 1,728円  
従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は 1,231円）  
多床室 437円、または697円※（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は 915円）  
※介護老人保健施設および介護医療院のうち、室料負担のある多床室を利用した場合の金額です（短期入所療養介護も同様）。
- 食費：1,445円【1,545円】令和8年8月から食費が【 】内の金額に変わります。

## 低所得の人の居住費等・食費の負担軽減

低所得の人が経済的理由で施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は「特定入所者介護（予防）サービス費」として介護保険から給付されます。



#### ●負担限度額【1日あたり】

令和8年8月から 下線部の金額が82万6,500円に変わります。また、居住費等、食費が【 】内の金額に変わります。

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】
第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 (880円) 【1,470円】 (980円)	430円 【430円】 【530円※】	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】

※介護老人福祉施設と、介護老人保健施設および介護医療院のうち室料負担のある多床室を利用した場合の金額です（短期入所サービスも同様）。

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額です。

●次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護（介護予防）サービス費は支給されません。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記の場合

利用者負担段階が	第1段階	： 単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える
	第2段階	： 単身 650万円、夫婦1,650万円を超える
	第3段階①	： 単身 550万円、夫婦1,550万円を超える
	第3段階②	： 単身 500万円、夫婦1,500万円を超える

※第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は支給されません。

※生活保護の受給者は預貯金等の要件はありません。

# 要支援1・2の人が利用できるサービス

- ★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの利用内容や地域による加算、滞在費・食費・日常生活費がかかる場合があります。
- ★共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスが利用できます。

「訪問型サービス」と「通所型サービス」は、市区町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の「サービス・活動事業」で提供されています。詳しくは17ページをご覧ください。

## 訪問してもらう

### 介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護をします。



#### ●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

### 介護予防訪問リハビリテーション

医師が認めた場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。

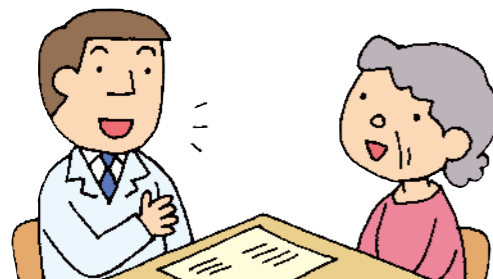


#### ●利用者負担のめやす

1回 (20分以上サービスを行った場合)	298円
-------------------------	------

### 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



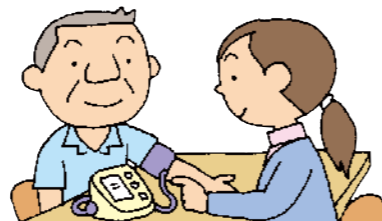
#### ●利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------

### 介護予防訪問看護

医師が必要と認めた場合に看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



#### ●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから訪問 (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から訪問 (30分未満の場合)	382円

## 施設に通う

### 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを日帰りで行います。

#### ●利用者負担のめやす (1か月につき)

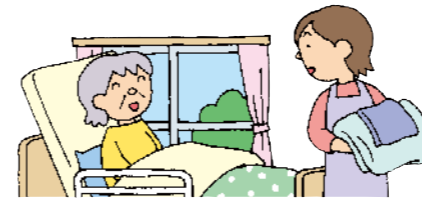
要支援 1	2,268円
要支援 2	4,228円

※送迎、入浴を含む。

## 短期間、施設に入所する ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

### 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などをします。



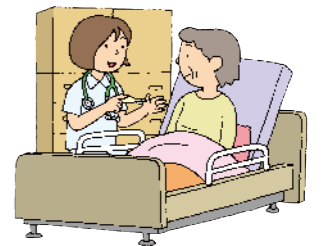
#### ●利用者負担のめやす

(併設型・多床室の場合・1日)

要支援 1	451円
要支援 2	561円

### 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所している人に、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などをします。



#### ●利用者負担のめやす

(多床室の場合・1日)

要支援 1	613円
要支援 2	774円

## 特定施設で利用する

### 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

#### ●利用者負担のめやす (1日)

要支援 1	183円
要支援 2	313円

### 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶ P9をご覧ください

### 介護予防住宅改修費支給

▶ P9をご覧ください

# 地域密着型サービス

[ ]内は地域密着型介護予防サービスの名称です。

住み慣れた地域で生活をするための、地域の特性に応じたサービスです。市区町村により実施サービスは異なります。原則として他市区町村のサービスは利用できません。

- ★利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの利用内容や地域による加算、居住費等・食費・日常生活費がかかる場合があります。
- ★共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも、介護保険のサービスが利用できます。

## 多機能なサービス

### 小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを行います。

#### ●利用者負担のめやす (1か月)

要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1	10,458円
要介護 5	27,209円

### 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアをします。

#### ●利用者負担のめやす (1か月)

要介護 1	12,447円
要介護 5	31,408円

※要支援1・2の人は利用できません。

## 小規模な特定施設で利用する

### 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどの特定施設で、食事や入浴、機能訓練などのサービスを行います。

#### ●利用者負担のめやす (1日)

要介護 1	546円
要介護 5	820円

※要支援1・2の人は利用できません。

## 小規模な施設サービス

### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、食事や入浴、機能訓練などを行います。

- 新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

#### ●利用者負担のめやす (多床室の場合・1日)

要介護 1	600円
要介護 5	887円

※要支援1・2の人は利用できません。

## 認知症の人向けのサービス

### 認知症対応型通所介護

#### [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人を対象に、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、専門的なケアを日帰りで行います。

#### ●利用者負担のめやす

(単独型・7時間以上8時間未満の場合)

要支援 1	861円
要支援 2	961円
要介護 1	994円
要介護 5	1,427円

### 認知症対応型共同生活介護

#### (グループホーム)

#### [介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練をします。

#### ●利用者負担のめやす

(ユニット数1の場合・1日)

要支援 2	761円
要介護 1	765円
要介護 5	859円

※要支援1の人は利用できません。

## 訪問してもらう

### 夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。



#### ●利用者負担のめやす

(オペレーションセンターを設置している場合)

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス (I)	567円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の対応を行います。

#### ●利用者負担のめやす

(一体型で訪問看護サービスを行う場合・1か月)

要介護 1	7,946円
要介護 5	28,298円

※要支援1・2の人は利用できません。

## 小規模な施設に通う

### 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などをします。



#### ●利用者負担のめやす

(7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1	753円
要介護 5	1,312円

※要支援1・2の人は利用できません。

# 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

★具体的な内容や費用などは市区町村によって異なります。詳しくは地域包括支援センターや市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

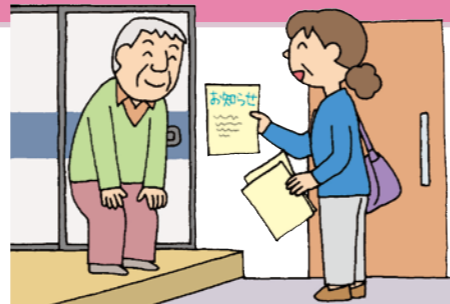
## ◎一般介護予防事業 **利用できる人** 65歳以上の人

一般介護予防事業は、65歳以上でおもに自立した生活が送れている人の介護予防を目的とした事業です。サービスを利用するだけでなく、本人が地域のボランティアとしてサービスを提供する役割を担うことなども期待されています。

### 主な一般介護予防事業

#### 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報を活用して、閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握して、介護予防活動への参加を促します。



#### 介護予防普及啓発事業

出前講座、元気でい隊教室等の各種教室を行っています。



#### 地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援や、介護予防活動をサポートするボランティアの育成などを行います。

フレイル予防サポーター養成講座、フレイルチェックなどを行っています。



#### 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みをより強化するために、リハビリテーション専門職などが、訪問や通所サービス、地域ケア会議、地域住民主体の介護予防活動の場などに参加して助言や指導などをします。



## ◎サービス・活動事業

**利用できる人** 要支援1・2の人  
**事業対象者** (基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)  
※要介護1～5の認定を受ける日以前から継続的にサービス・活動事業を利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

### 訪問型サービス

ホームヘルパーや地域住民、ボランティアなどが訪問して、日常生活でのさまざまな身体介護や生活援助などのサービスを行います。

#### たとえば…

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助をします。
- 地域住民やボランティアが主体となり、ごみ出しなどの生活援助をします。
- 必要に応じて保健・医療の専門職が居宅を訪問し、相談・指導等を短期間実施します。
- 通所型サービスの送迎や通院などの際に、移動支援をします。



### 通所型サービス

通所介護施設で食事・入浴などの支援や生活機能を向上させるための機能訓練などを行います。また、趣味などを通じた高齢者の集いの場を提供します。

#### たとえば…

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援をします。
- 地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動などの自主的な通いの場を提供します。
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための介護予防プログラムを短期間実施します。



### その他生活支援サービス

このほかにも、嘉麻市では見守りや栄養改善を目的とした配食サービスなど高齢者福祉サービスとしての支援があります。

#### たとえば…

- 栄養改善や見守りを目的とした配食をします。
- 急な発作などの際に簡単な操作で通報可能な装置をご自宅に設置します。



# 介護保険料

介護保険料は、介護保険制度を健全に運営していくための大切な財源となっています。みなさんが安心してサービスを受けられるように、保険料は忘れず納めましょう。

## ◎65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人の保険料は、市区町村ごとに必要な介護保険サービスの費用をもとに、所得に応じて決められます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。

令和8年4月から 所得段階の第1・第2段階、第4・第5段階を分ける基準となる金額が82万6,500円に変わりました。

段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準額 ×0.285	22,230円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の人	基準額 ×0.485	37,830円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.685	53,430円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準額 ×0.9	70,200円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	78,000円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	93,600円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	101,400円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	117,000円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	132,600円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	148,200円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	163,800円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	179,400円
第13段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4	187,200円

★第1～3段階の保険料は、公費負担により軽減されています。

### ●老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

### ●課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

### ●合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

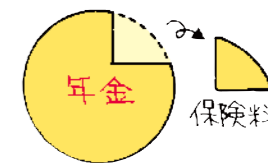
### 【令和8年度の特例】

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市民税課税とみなす場合があります。

## 特別徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、年額**18万円以上**の人

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。



■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 65歳（第1号被保険者）になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- など

## 普通徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、年額**18万円未満**の人

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。



■安心・便利な口座振替を利用しましょう！

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。下記のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

## 保険料を納めないでいると



特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると	督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。
1年以上滞納すると	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
1年6か月以上滞納すると	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料にあてられる場合があります。
2年以上滞納すると	サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

## ◎40～64歳の人（第2号被保険者）の保険料



40～64歳の人々の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料に含めて納めます。

# 「介護ワンストップサービス」のご案内

～スマホやパソコンで申請ができます～

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル上の「ぴったりサービス」を活用して、介護保険の手続きの一部をオンラインで申請できます。

ご自宅から  
スマホ等で  
申請可能！

## マイナポータル「ぴったりサービス」で オンライン申請できること

要介護・要支援の認定申請  
(新規・更新・区分変更)

介護(介護予防)ケアプラン  
作成(変更)依頼の届出

被保険者証や負担割合証の  
再交付申請

介護保険負担限度額  
認定申請

特定(介護予防)福祉用具  
購入費の支給申請

(介護予防)住宅改修費の  
支給申請

住所移転後の要介護・  
要支援認定申請



詳しくは、マイナポータル「ぴったりサービス」をご覧ください。



## お問い合わせ先

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1

嘉麻市役所 高齢者介護課

TEL 0948-42-7431(直通)

FAX 0948-42-7093

嘉麻市高齢者相談支援センター係

TEL 0948-42-7434(直通)

FAX 0948-42-7094

UD FONT  
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版  
KG012610-1811623